

**令和7年度奄美市  
子ども・子育て民間サービス創出事業補助金  
募集要項（親子向けワークショップ等開催支援事業）**

**1. 事業の趣旨**

奄美市では、「未来の奄美市づくり計画（以下、未来計画）」において、みんなの進むべき方向性のひとつに「子育ての“困った”をなくす」を定めており、そのために「私（市民）ができること」、「企業団体ができること」、「行政がすべきこと」を掲げています。

「奄美市子ども・子育て民間サービス創出補助金（略称：民間サービス補助金）」は、地域のみなさんが、子育てサービスに、より積極的に参加しやすい機会を創出することで、行政のみならず、地域全体で子育てを応援する雰囲気を醸成することを目的としています。

本事業により、奄美市により多くの子育て支援を広めるため、事業費の一部を助成いたします。

**2. 応募できる対象者**

(1) 対象者について

本事業に応募できるのは、市に所在する、子育て世代向けサービスを実施したい民間企業又は団体・個人（以下、補助対象者という。）です。

(2) 対象外となる者について

次のいずれかに該当する者は応募の対象外となります。

- ①宗教活動や政治活動を目的とする者
- ②特定の公職者（候補者を含む）又は、政党を推薦・支持・反対することを目的とする者
- ③暴力団又は、暴力団やその構成員の統制下にある者
- ④法令等に基づく必要な認可等を受けることなく事業を行う者
- ⑤市税の滞納がある者
- ⑥その他市長が不適当と認める者

**3. 補助対象事業**

(1) 補助要件について

以下の要件を全て満たしていることとします。

- ①原則、奄美市に在住する未就学児及びその保護者を対象とした事業
- ②国や県その他団体等からの補助金、交付金等が充当されていない事業

- ③ 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確である事業
- ④ 令和 8 年 3 月 27 日（金）までに完了する事業

## （2）補助対象となる事業

これまで親子で参加できる取組を行ってきた民間の方々が、今後も活発な活動を続けていけるよう、事業の周知や利用者拡大につながる新たな取組み（講師招聘等によるワークショップ開催や会場の拡大等）を支援いたします。

また、事業実施にあたっては、イベント保険等への加入していることが補助の条件となります。

なお、特定の政治、宗教、思想等に偏っている内容が実施されると判断される場合、補助の対象とならないことがあります。

## （3）その他の事項

本事業は、1事業又は1イベントごとにご応募いただけます。

その他の募集に係る事項については、別途 Q&A をご覧ください。

Q&A については、随時更新いたしますので、適宜ご確認ください。

## 4. 補助額及び補助対象経費

補助額及び補助対象経費は以下のとおりです。

項目	内容
補助額	上限 5 万円
補助率	総事業費の 8/10 以内 ただし、提案時において、 <u>父親の育児参画を促す取組みや、夫婦やパートナーでともに育児をする機運づくりとなる取組みを計画し、かつ、実施された場合、補助率を 9/10 とします。</u> なお、取組みの確認は実績報告書にて行います。
対象経費	事業の実施に直接必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費

## 6. 募集期間と応募方法

### （1）募集期間

令和 7 年 8 月 20 日（水）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

なお、予算上限に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

### （2）応募方法

（3）の応募書類を添付のうえ、下記メールアドレスへお送りください。応募締切時間は募集期間最終日の午後 5 時 15 分までとします。メール送信後は、受信確認のため、重点政策推進監までお電話ください。

応募先：[wpm@city.amami.lg.jp](mailto:wpm@city.amami.lg.jp)

電話：0997-57-1019（重点政策推進監 担当：中田・豊）

### (3) 応募書類

- ① 応募書（別紙1）
- ② 事業計画書（別紙2—2）
- ③ 収支予算書（別紙3）
- ④ 申請者の概要（別紙4）
- ⑤ 添付書類
  - ・企業又は団体の規則・会則・定款（A4版。書式は自由です。）
  - ・企業又は団体の会員名簿及び役員名簿（A4版。書式は自由です。）  
※会員の住所は居住市町村が判別できればけっこうです。
  - ・企業又は団体の直近1年間の収支計算書または決算書（A4版。書式は自由です。）

## 6. 審査・選考方法

### (1) 予備審査

応募要件や必要書類の確認

※提案内容について、確認のため電話・メール等でヒアリングを行う場合があります。

### (2) 本審査（応募書類審査）

本補助事業の趣旨への適合性等の評価

### (3) 選考・決定について

各審査の段階で不採択とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 7. 評価基準

評価項目は次のとおりです。

項目	評価の視点
1.現状の把握	i ) 本事業の趣旨を理解しているか
	ii ) 補助対象者自身の課題を適切に把握しているか
2.提案の妥当性	i ) 補助対象者が新たに挑戦する取組みか
	ii ) 課題解決に向けた適切な提案か
	iii ) 提案した取組みにおいて、効果的な周知広報を計画しているか
	iv ) 目標設定は適切か
3.継続性	i ) 補助対象者の今後の活動継続に寄与する取組みか

## 8. 選考結果と補助金の交付

### (1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての方に対して郵送又はメールでお知らせいたします。なお、採択、不採択に係らず、選考過程、選考結果に対する質問等は受け付けられませんのでご了承ください。

## (2) 補助金の交付申請

選考の結果、補助対象となった方には、所定の「補助金交付申請書類」を提出していただきます。

## (3) 補助金の交付

補助金は事業完了後、各者からの実績報告書を受けてから交付いたします。

なお、特定の政治、宗教、思想等に偏っている内容が実施されたと判断される場合、交付の決定が取り消されることがあります。

## 9. 報告等について

対象となる事業が完了してから20日以内、又は令和8年3月27日(金)のいずれか早い日までに、次の書類（写真についてはデータでの提出を含む。）を提出していただきます。

- (1) 実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業実績書（別紙5）
- (3) 収支精算書（別紙6）
- (4) 対象経費の支出を証する帳票等（領収書等）の写し
- (5) 事業に関連する写真・資料等

## 10. 情報公開・情報提供

事業の「公共性」、「透明性」を高めるため、採択者の名称及び事業概要、補助額等については、隨時、奄美市のホームページ等で公開いたします。なお、各審査の選考過程・内容については、非公開といたします。応募の際は、あらかじめご了承ください。

## 11. 事業のスケジュール

- (1) 募集期間 令和7年8月20日（水）～令和8年2月27日（金）
- (2) 審査・選考 随時
- (3) 採否決定 随時
- (4) 事業の実施 補助金交付決定日～令和8年3月27日（金）
- (5) 実績報告 事業完了後20日以内、又は令和8年3月27日（金）のいずれか早い日まで

## 12. お問い合わせ先

奄美市役所 名瀬総合支所 保健福祉部 重点政策推進監

T E L : 0997-57-1019（直通）

E-mail : [wpm@city.amami.lg.jp](mailto:wpm@city.amami.lg.jp)